

社会福祉法人美楽会 行動計画(第6回)

会社全体で働きやすい職場環境づくりを推進し、すべての職員が仕事と家庭を両立させ健全で充実した人生を送れるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1: 出産子育てを行う職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するため、啓発活動を行う。

<対策>

- 令和3年4月 新採用職員(中途採用含む)全員を対象として、「一般事業主行動計画」と「育児・介護休業等に関する規程」についての説明会を実施する。
- 令和3年5月 管理職を対象として、「一般事業主行動計画」と「育児・介護休業等に関する規程」についての研修会を実施する。

目標2: 計画期間内の育児休業取得率を次の水準となるよう努める。

男性職員 : 1名以上

女性職員 : 現状維持(100%)

<対策>

- 令和3年4月 育児休業対象者(見込含む)の調査と本人の意向を確認する。
- 令和3年5月 対象者に各種規程や制度に関する説明を行う。

目標3: 年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和3年4月 前年度の有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和3年5月 管理職と職員代表者の協議により、職場ごとに年次有給休暇取得計画を策定し実行する。
- 令和3年10月 年度上半期の有給休暇取得状況調査を実施し、取得日数が少ない職員に対しては、時季指定による計画的年次有給休暇の付与を検討する。